

会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び第 801 条第 3 項第 2 号
に定める事後備置書類
(吸収分割に関する事後備置書類)

平成 31 年 4 月 4 日

三菱商事株式会社

三菱商事パワーシステムズ株式会社

平成 31 年 4 月 4 日

会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び第 801 条第 3 項第 2 号に定める事後備置書類
(吸収分割に関する事後備置書類)

三菱商事株式会社
東京都千代田区丸の内二丁目 3 番 1 号
代表取締役社長 垣内 威彦

三菱商事パワーシステムズ株式会社
東京都千代田区丸の内二丁目 6 番 1 号
代表取締役社長 永森 久善

三菱商事株式会社（以下「分割会社」といいます。）と三菱商事パワーシステムズ株式会社（以下「承継会社」といいます。）は、平成 31 年 2 月 22 日付で締結した吸収分割契約書（以下「本契約」といいます。）に基づき、分割会社を吸収分割会社、承継会社を吸収分割承継会社とし、平成 31 年 4 月 1 日を効力発生日（以下「本効力発生日」といいます。）として、分割会社の国内発電プラント事業に関して有する権利義務を承継会社に対して承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）を行いました。

本吸収分割に関し、会社法第 791 条第 1 項第 1 号、第 801 条第 3 項第 2 号及び会社法施行規則第 189 条の規定により開示すべき事項は、以下のとおりです。

1. 吸収分割が効力を生じた日（会社法施行規則第 189 条第 1 号）

平成 31 年 4 月 1 日

2. 吸収分割会社における会社法第 784 条の 2、第 785 条、第 787 条及び第 789 条の規定による
手続の経過（会社法施行規則第 189 条第 2 号）

(1) 会社法第 784 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過

分割会社にとって本吸収分割は簡易分割（会社法第 784 条第 2 項）に該当するため、分割会社の株主は分割会社に対し本件吸収分割をやめることを請求することはできません。

(2) 会社法第 785 条の規定による手続の経過

分割会社にとって本吸収分割は簡易分割（会社法第 784 条第 2 項）に該当するため、分割会社は、会社法第 785 条第 3 項の規定に基づく株主への通知は行っておりません。

(3) 会社法第 787 条の規定による手続の経過

会社法第 787 条の規定による手続については、該当事項はありません。

(4) 会社法第 789 条の規定による手続の経過

分割会社は、会社法第 789 条第 2 項及び第 3 項の規定により、平成 31 年 2 月 27 日付の官報及び電子公告にて、分割会社の債権者に対し、本吸収分割について異議申述の公告を行いましたところ、会社法第 789 条第 1 項の規定により本吸収分割に異議申述を行った分割会社の債権者はおりませんでした。

3. 吸収分割承継会社における会社法第 796 条の 2、第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過（会社法施行規則第 189 条第 3 号）

(1) 会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過

同条に基づき請求を行った株主はありませんでした。

(2) 会社法第 797 条の規定による手続の経過

分割会社は承継会社の特別支配会社であるため、承継会社は、会社法第 797 条第 3 項の規定に基づく株主への通知は行っておりません。

(3) 会社法第 799 条の規定による手続の経過

承継会社は、会社法第 799 条第 2 項の規定により、平成 31 年 2 月 27 日付の官報にて、承継会社の債権者に対し、本吸収分割について異議申述の公告を行い、かつ、同日付で知れたる債権者に対し、本吸収分割について異議申述の各別の催告を行いましたところ、会社法第 799 条第 1 項の規定により本吸収分割に異議申述を行った承継会社の債権者はおりませんでした。

4. 吸収分割により吸収分割承継会社が吸収分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第 189 条第 4 号）

承継会社は、本効力発生日をもって、本契約に基づき、分割会社の国内発電プラント事業に関して有する権利義務を承継いたしました。本吸収分割によって、承継会社が分割会社から承継した資産及び負債の額は、それぞれ約 74 億円です。

5. 会社法第 923 条の変更の登記をした日（会社法施行規則第 189 条第 5 号）

平成 31 年 4 月 10 日（予定）

6. その他吸収分割に関する重要な事項（会社法施行規則第 189 条第 6 号）

該当事項はありません。

以上